

金融機能強化審査会議事録（第1回）

1. 開催日時 平成16年8月6日（金）14時00分～14時45分
2. 開催場所 中央合同庁舎4号館9階 金融庁特別会議室B
（東京都千代田区霞が関）
3. 出席者 委員 田作 朋雄
同 友永 道子
同 松田 昇（会長）
同 村本 孜（会長代理）

以上の他、竹中金融担当大臣（挨拶後退席）、五味金融庁長官、佐藤監督局長、鈴木審議官、中江審議官、大藤参事官、桑原監督局総務課長、居戸検査局総務課長、遠藤参事官、新川信用機構室長が出席した。

4. 議題
 - (1) 金融担当大臣挨拶
 - (2) 会長及び会長代理の選任
 - (3) 金融機能強化審査会運営規程の制定
 - (4) 金融機能強化法等の説明
 - (5) その他
5. 議決事項
 - (1) 会長及び会長代理の選任
 - (2) 金融機能強化審査会運営規程の制定
 - (3) 議事要旨の作成および公表
6. 議事内容 別紙のとおり

(別紙)

【桑原課長】

定刻となりましたので、ただ今から第1回金融機能強化審査会を開催いたします。本日は第1回目の会合でございます。会長及び会長代理が決まっておりませんので、それをお決め頂くまでの間、金融機能強化審査会令第2条において、審査会の庶務を金融庁監督局総務課で担当することとなっております。その関係上、私、総務課長の桑原が進行役を務めさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。まず、竹中金融担当大臣よりご挨拶を申し上げます。

【竹中大臣】

金融担当大臣の竹中でございます。

本日は皆様ご多忙のところお集まり頂き、誠にありがとうございました。

いまの経済状況の下、地域経済の活性化等が大変重要な課題となる中で、我が国の金融機関等においては、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めるといことが大変重要な課題となっております、と認識をしております。

こうした状況に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずることによって、その業務の健全かつ効率的な運営と、地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的として、新たな公的資金制度が創設された訳でございます。

この制度は、経営改革を行い健全な金融機能を発揮し得る金融機関等に対しまして、国が資本参加という手法により公的にサポートする仕組みでございます。これを時限的に設けたものでございます。地域経済の中核となる地域金融を活性化させまして、その機能を強化させるという意味で、極めて大きな意味があると考えている次第でございます。

この制度を規定しております金融機能強化法におきましては、国による資本参加を申請する金融機関等は、収益性や効率性の数値目標、信用供与の円滑化をはじめとした地域経済の活性化に資する方策などを内容とする経営強化計画を主務大臣に提出するという事となっております。当該計画が提出された場合には、内閣総理大臣は、金融機能強化審査会の意見を聴かねばならないというふうにされているところでございます。

このたび金融機能強化審査会の委員となられた皆様方におかれましては、経営強化計画に盛り込まれた収益性等の数値目標や裏打ちとなるビジネスプランの妥当性、実現可能性などについて、専門的・技術的な見地から、意見を述べて頂くという、極めて重要な役割をお願いするということになっております。

更に、主務大臣が計画の変更を承認する場合などについて意見を述べて頂くことになるほか、提出された経営強化計画の履行状況につきましても、必要に応じて、審査を行って頂くこととなります。

金融機関等から提出される経営強化計画が適切に審査されることは、この新たな公的資金制度が十全の効果を発揮するための重要な要素であるというふうに思っております。地域経済の活性化に向けまして、民間の経済活動を支える金融機関が一層リスク対応力を高め、地域における金融が十分な安心感をもって円滑に行われますよう、皆様のご協力をお願いいたし、私の挨拶とさせて頂きます。

以上、原稿を読ませて頂いたわけでございますけれども、基本的に、我々今回の金融機能強化法、大変日本の金融システム強化の上で重要な役割を果たす法律になる、というふうに思っております。我々金融庁一同、大変な思い入れを持ってこの法案を先の国会で通させて頂きました。しかしこの法律がうまく運用されるかどうかは、一にかかって、皆様方のこの審査会のありようにかかっているというふうに思っております。皆様方におかれましては、その意味では大変お忙しいなか、大きなお仕事をお引受け頂いたわけでございますけれども、我々も一生懸命対応いたしますので、ぜひ委員の皆様方におかれましても、法の趣旨を踏まえた上で我々に対するご貢献を期待する次第でございます。何卒よろしくお願いいたします。

【桑原課長】

ありがとうございます。竹中大臣は所用のため、ここで退席させていただきます。

【竹中大臣】

どうも、あわただしくて大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

【桑原課長】

それではプレスの方、退出をお願いいたします。

【桑原課長】

それでは、議事に入らせて頂きます。最初に、本日は初回でございますので、私の方から、本日ご出席いただいております委員の皆様方を五十音順でご紹介申し上げます。

なお、名簿につきましてはお手許にお配りしてございますので、ご覧下さい。

田作朋雄（たさくともお）委員でいらっしゃいます。

友永道子（ともながみちこ）委員でいらっしゃいます。

松田昇（まつだのぼる）委員でいらっしゃいます。

村本孜（むらもとつとむ）委員でいらっしゃいます。

なお、野村修也（のむらしゅうや）委員におかれましては、本日所用によりご欠席されております。本来、第1回目の会合ということもあり、委員の皆様全員のご出席の下で開催するのが望ましいと思ひ、皆様方の日程をお伺いしましたが、8月ということもあって、今月中は全員がお揃いになれる日がございましたので、野村委員にご了解を頂いた上で、本日の開催と相成りましたこと、ご理解頂きたいと存じます。

また、本日付けで発令されております皆様宛の辞令につきましては、お手許に配付させて頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、当審査会の会長の選任をお願いしたいと思います。会長は、金融機能強化法第50条第1項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますので、どなたか会長のご推薦をお願いしたいと思います。

【田作委員】

松田委員をお願いしてはいかがでしょうか。

【桑原課長】

ただ今、田作委員からご提案がございましたが、ただ今のご提案について、いかがでしょうか。

【全員】

異議なし。

【桑原課長】

それでは、皆様ご異議ないようでございますので、松田委員に会長のご就任をお願いいたしたいと存じますが、松田委員、いかがでしょうか。

【松田委員】

お引受けいたします。

【桑原課長】

どうもありがとうございます。それでは、これ以降は松田会長に議事進行をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【松田会長】

改めまして、会長に選任されました松田でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

早速でございますが、金融機能強化法第50条第3項において、「審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。」とされております。私としましては、村本委員に代理をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【全員】

異議なし。

【松田会長】

それでは皆様ご異議がないようでございますので、村本委員に会長代理をお願いいたしたいと存じます。

【村本委員】

お引受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【松田会長】

ありがとうございました。続きまして、運営規程についてでございますが、金融機能強化審査会令第3条におきましては、「議事の手続その他金融機能強化審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める」とされております。

皆様のお手許に、事務方が作成した案がございますので、まずはその説明を聴いた後、審議をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

【桑原課長】

皆様方のお手許に運営規程の案がおかれています。それからその下に法律等の抜粋があると思います。その両方をご参照の上、よろしく願いいたします。

まず、運営規程を読み上げさせていただきます。

金融機能強化審査会は、金融機能強化審査会令第3条の規定に基づき、金融機能強化審査会運営規程を次のように定める。

まず第1条でございます。金融機能強化審査会の議事の手続その他審査会の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条、会議の日時は、会長がこれを定める。基本的には審査会は、第1回目は個別の案件がございませんが、次回以降は経営強化計画の提出を受けたときに開催ということになります。いわば不定期の開催ということになりますので、会長に定めて頂くかと考えまして、このような規定をご用意いたしました。

第3条、会議は、公開しない。

第4条、会長は、会議の議長となり議事を掌る。

第5条、会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、報告、説明等を聴くことができる。

第6条、会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させることはできない。第2項、会議を欠席する委員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

第7条、委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。先ほど申しましたように、この審査会は、個別の案件を扱いますので、利害関係が生じる場合がございます。そのような場合につきまして、他の委員会等の例も参考にしながら、このような規定を設けさせていただきました。

第8条、審査会は、経営強化計画が公表されたとき又は既に公表されている経営強化計画の履行状況について審議を行ったときは、当該計画に係る会議の議事要旨を、速やかに公表する。ただし、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第6条ただし書に規定する事項については、この限りでない。お手許の法令集で、第6条ただし書を見て頂きますと、金融機関等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項等につきましては、公表の例外になっておりますので、これを引いております。

また、経営強化計画が公表されたとき又は既に公表されている云々としておりますが、これは法第6条をみて頂きますと、主務大臣は、前条第1項の規定による決定をしたとき、というのは株式等の引受けの決定でございますけれども、株式等の引受けの決定をしたときは経営強化計画を公表するものとする、というふうに定められておりまして、株式等の引受けの決定が行われない場合、申請が出てきても結局ボツと申しますか、採択されなかった場合は、経営強化計画も公表されないことになります。その場合は、議事要旨もオープンにいたさないということにしたいと思っております。そういう趣旨で、経営強化計画が公表されたときという限定をつけさせていただきます。

それから、今回は第1回目でございますので、会議の開催自体を対外的にオープンにいたしましたけれども、まだ本当に株式の引受けの決定が行われるかどうかわからない段階で審査会が開かれますので、次回以降は会議の開催自体コメントしない、という扱いにさせていただきます、と考えております。

第9条でございます。審査会は、経営強化計画が公表されたとき又は既に公表され

ている経営強化計画の履行状況について審議を行ったときは、当該計画に係る会議の議事録を、会議から3年を経過した後に公表する。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。第2項、審査会は、その時の金融・経済情勢を勘案し、当該公表の時期を見直すことができる。一定の経過期間をどう定めるかでございますけれども、金融再生委員会、もしくはその下に置かれました株価算定委員会、それから私ども金融庁の顧問会議というものがございまして、そのようなものにおきましては3年ということになっておりますので、その例に倣って書かせて頂きました。

緊急時の特例、第10条でございます。会長は、委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に会議を開き、議決をすることが、審査会の目的達成のために必要と認めるときは、電話その他の方法により、会議を開き、議決をすることができる。これは、法令集の3ページ目を開いて頂ければと思います。これの上段の金融機能強化審査会令の第1条で、金融機能強化審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない、と定められております。そうしますと出席の定義と申しますか、どういう場合が出席かということが問題になります。審査会は、委員5人以内をもって組織するとなっておりますところ、本日5名任命させて頂きましたけれども、皆様お忙しい方々でございまして、ひょっとしてなかなか過半数が一堂に会することができない事態が想定されるわけでございます。そのような場合、これは金融再生委員会もしくは産業再生委員会に例がありますので、こういう表現にいたしておりますけれども、電話その他の方法により、場合によりましては持ち回り等も含めまして、出席ということで会議を開き議決をすることができる、ということで、この10条を設けさせて頂いております。ご意見がございましたら、また承りたいと思います。

第11条、本規程に明文のない事項は、審査会が定める。同様の規定は大体他の委員会にもございますので、入れました。

以上でございます。

【松田会長】

ただいまご説明がございましたけれども、この提案されました案につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【松田会長】

いいですか。一つ確認させて下さい。8条の議事要旨のところなんですが、「経営強化計画が公表されたとき」というのは、決定をした後のことですね。

【桑原課長】

そうです。決定をしたときです。

【松田会長】

そうすると、審査会が開催された時点では議事内容は非公表であるが、決定されて計画が公表されたときに速やかに議事要旨を公表する、そういうことで理解していいですか。

【桑原課長】

そういうことでございます。

【松田会長】

わかりました。

【桑原課長】

流れといたしましては、申請が出てくる、それと同時に経営強化計画が提出される。その後、経営強化計画をここでお諮りする。その時点では公表されておりません。それでご意見を頂く。それから当局として、決定をいたします。どちらかの決定をいたしますけれども、株式等の引受け等の決定を行ったときは経営強化計画を公表する。それまではですね、審査会がその前に開かれますけれども、公表はいたさないという趣旨でございます。株式等の引受け等の決定がなされたときは計画も公表されますので、その際は速やかに議事要旨も公表するということでございます。

【松田会長】

ほかにご意見等はございますでしょうか。

ご意見、ご質問等がございませんようでしたら、金融機能強化審査会運営規程を原案とおりに決定いたしてよろしいでしょうか。

【全員】

異議なし。

【松田会長】

それでは、ご了承頂いたものと認め、今後、法令及びこの規程に基づいて審査会の運営を進めていきたいと思っております。

なお、当運営規程につきましては、こちらから積極的に公表する予定はありませんけれども、特に外から請求があった場合には、他の委員会と同じように開示をするということにいたしたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。

【全員】

異議なし。

【松田会長】

それではそういうことで取り決めることにいたします。

次に、初回ということもあり、事務方から「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」等につきまして説明をお願いしたいと思います。新川総務企画局信用機構室長、お願いいたします。

【新川室長】

信用機構室長の新川でございます。お時間を頂戴いたしまして金融機能強化法の概要につきましてご説明させていただきます。お手許に図が入っておりますA4横紙。それから特別措置に関する法律についてとあります4枚紙。それから少し分厚い白い冊子をお配りしてございます。主にこのA4横紙で説明させていただきます。

それではこの紙、上の方にございます本法律の目的でございますが、先ほど竹中大臣からご説明ありましたとおり、この法律においては金融機関に対しまして国が資本参加をして金融機能の強化を図る。具体的には、金融機能の中身としては信用をつけることによって地域経済を活性化し、信用秩序を維持し、国民経済の健全な発展を図るという内容となっております。若干左の方に背景を簡単にまとめてございます。デフレ経済の長期化の中で、地域経済の活性化が重要ということで政府としても各般の施策をとってきているところでございます。それから、これを背景に貸出債権の不良債権化等といった問題が生じてございます。金融機関としては、企業再生や不良債権問題への対応等のリスク対応のために体力を高める必要がある、と。こういった政策的要請が背景にございます。従いまして、地域等における金融が十分な安心感を持って行われるよう、金融機関に国が資本参加するものでございます。

この法律の大きな柱立てとして2つの柱立てがございまして、1つはこういった金融機関がまず経営強化計画を申請してまいります。その申請内容について、そこに記してあるとおりでございますけれども、その申請を受けて国としては資本参加をするか否か、それを決定するわけでございます。図の左下の方でございます。これが申請の中身を簡単にまとめたものでございます。申請期間、これは預金保険法におきます金融危機対応のための102条をはじめとする恒久措置とは違いまして、時限的な措置ということでございます。申請は平成20年3月末までということになってございます。経営強化計画の内容でございます。後ほど少し詳しくご説明しますが、ここでは簡単に内容を触れさせていただきます。1つの大きな特徴といたしまして数値目標、収益に関する数値目標を出していただくということが一つの大きな特徴でございます。背景には金融機能を強化するためには十分にリスクを取って十分に収益を上げるそういった体力・能力を持っている金融機関、これが対象になるということでございます。したがってこの収益等に関する数値目標をまず達成して頂くということが重要な一つの課題となってまいります。従いまして、経営強化計画については最初に数値目標を出して頂きます。それが絵に描いた餅にならないように数値目標を達成するための方策、具体的には、どうやって地域でビジネスをやっていくのかそういったビジネスプランをあわせて出して頂きます。それからそのビジネスプランを実行するための責任ある経営体制の確立ということでこの内容についても詳しく出して頂くこととなります。

それからもう一つの大きな柱といたしましては、収益力を、何のために上げるのかと申しますと、もともとは地域経済の活性化のためでございます。したがって信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策についても具体的に提出を求めることとしてございます。それから下の3つですが、これは金融機関の財務の状況に応じて申請内容が異なってまいります。1つは基準値未満。自己資本比率が、たとえば国内行であれば4%、もう一つ8%という基準がございまして、そういった基準に満たない金融機関が申請してくる場合には、経営責任及び株主責任の明確化、これについての方策を書いてくる。具体的には経営責任でありましたら、代表権のある取締役の退任を資本参加の前に求める、というような中身になってございます。それから、抜本的な組織再編成以外の場合と書いてございますが、組織再編成にもいろいろございますが、抜本的な組織再編成といたしましては、合併、あるいはそれと同等の効果をもたらします営業の全部譲渡その他、そういったものについては抜本的な組織再編成として規定してございますが、それ以外の場合、目標未達成、目標というのは一番

上の収益性・効率性等の数値目標のところでございますが、こういう未達成の場合の経営責任、結果責任を求めるという中身になってございます。それから申請でございますのでいくら資本参加を求めるということで、株式等の引受け等を求める額、これを出して頂くことになってございます。金融審（金融審議会）でもいろいろ議論ございまして、十分な額とはどんな額かということ、エコミックキャピタルの議論とかいろいろな議論がございましたけれども、一言で申し上げればリスクをとって地域等で金融機能を発揮するのに十分な金額ということになろうかと思えます。

以上のような申請を受けまして、国としては資本参加をするか否かの審査をすることになってまいります。審査の基準を右の方に記してございます。大きく二つの場合があるかと思えます。先ほど申し上げました抜本的な組織再編成をやる場合、それ以外の場合、2つございまして、各々において審査の基準が変わってまいります。前段のところは両者共通のものでありますので順次説明させていただきます。1つは数値目標で掲げられます収益性・効率性の向上が見込まれるということ、それから計画が円滑かつ確実に実施されるということ、それから地域における金融の円滑化が見込まれることその他経済活性化に適切なものであること、それから公的資金の回収が困難でないこと、あるいは適切な資産査定がなされている、それから破綻金融機関あるいは債務超過でないこと、こういったところは両者共通の審査基準となっております。それから右下の方でございます。これが抜本的な組織再編成でない場合に求める、あるいは資本参加のために審査をする基準が新たに加わったものであります。1つは経営基盤の安定のために必要な措置が講じられている。具体的には資本再構築努力、あるいは主要行については最大限の資本の自力調達努力、こういったものがなされているかどうか審査いたします。それから地域経済にとって存続が不可欠であること。これは銀行の場合ですが、基準値未満の場合について、地域における役割あるいは資本の自力調達を勧奨する、と。こういった中身になってございます。

それから、少し飛ばしてしまいました。左下の方、点線で囲んでおりますが、資本参加のための財源につきましては、預金保険機構の借入金等で対応いたします。借入れにつきましては政府保証を予算において授權を頂いております。平成16年度におきましては2兆円の授權を頂いております。

それでは、申請の内容それから資本参加の基準のやや具体的な内容につきまして、もう一つの方の紙で補足をさせていただきます。

まず、強化のための特別措置と書いてある紙の1ページ目の下の方、経営強化計画の内容とございます。1つ目、先ほど申し上げました収益性・効率性等の数値目標については具体的には、収益目標としてはコア業務純益のROA、それから効率性の目標としては業務粗利益経費率、それから不良債権については不良債権比率、これを目標として掲げて頂こうとしているということでございます。ちょっと説明が前後しますが、この4枚紙、実は法律の内容だけではなくて、政省令、一部ガイドラインで示したような内容を溶け込ませた内容になってございます。それから③とございます、責任ある経営体制の確立に関する事項とございます。これは省令で具体的に4つの内容について記述を求めることにいたしてございます。たとえば業務執行に関する監査あるいは監督の体制の強化のための方策、あるいは法令遵守、客観性の確保、情報開示とこういった中身になってございます。省令におきましては次のページでご覧頂きますとおり、さらにその各々について具体的な記載例という形ではあります。たとえばこういったことが考えられるというふうにサジェストする内容になってござい

ます。一部ご紹介申し上げますと、イの業務執行に関する監査あるいは監督体制の強化につきましてはたとえば社外取締役の選任、あるいはその増員、あるいは委員会等設置会社でない場合については委員会等設置会社に移行する。こういったような中身でございます。その他3つの項目につきましてもそこに記載してあるような具体的な例ということが省令に明記してございます。それから先ほど申し上げましたもう一つの大きな柱でございます信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策でございます。具体的中身といたしましては、1つはその方針、まずイのところでございます。それからその方針を実施するための方策、これがロでございます。方策にもいろいろあるかと思いますが、たとえば銀行内の実施体制の整備、こういった整備をする。あるいは信用供与の条件あるいは充実のために具体的にどういったことをするか、といった中身になろうかと思えます。その他信用供与の円滑化には直接当たらなくても地域経済の活性化に資するという方策があればそれも書いて頂くということにしております。具体的には、創業または新事業の開拓に対する支援、その他機能強化、あるいは経営相談、早期の事業再生こういった中身になってございます。⑤以降は金融機関の財務の状況に応じ申請内容が異なってくるものでございますが、1つは、先ほど少し申し上げましたが経営責任、株主責任であります。経営責任につきましては代表権ある役員、それから株主責任につきましては配当の額の抑制、これは基準値未満の場合でございます。それから1つ飛ばしまして⑦抜本的な組織再編成を行わない場合。これは矢印以降具体的基準として、代表権のある役員、持株会社の子会社である場合もあろうかと思えますけれども、持株会社の場合はその子会社の経営に対して責任のある役員、これをあらかじめ決めて頂きますが、そういった方々の退任、これが記載事項となってまいります。以上が経営強化計画の内容の補足でございます。

それから資本参加に当たっての審査基準についても若干補足をさせていただきます。3ページをお開けください。3ページの①のところ、収益性・効率性等の向上が見込まれるということで具体的には、収益性につきましてはコア業務純益のROAの上昇幅につきまして同一業態に属する金融機関等のうち上位3割、上位というとおおむね3割以内に位置するもの、この上昇と同程度以上こういった収益性が増加するかどうか。それから業務粗利益経費率が低下するかどうか、それから不良債権比率が低下するかどうか。こういった中身を具体的に数字の上で確認する、ということになってございます。それから1つ飛ばしまして、地域における金融の円滑化その他でございます。これにつきましても、矢印でいうとイとございますが、中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合、あるいは経営改善支援等の取組先企業数の総数に占める割合、こういったものを、これ数値目標というわけではありませんけれども、記載を求めまして、具体的にどのような形で地域経済の円滑化のためにどのようなことを行っていくのかということを検証する一つの材料として提供頂きます。それから④公的資金の回収が困難でないこと。これは具体的には商品性その他、あるいは剰余金等の積み上がりが一定期間内に注入した資金に相当する程になるかどうか、具体的には、概ね15年以内ということで勘案してまいります。それから次のページを開けて頂きます。ここまでは申請の内容それから審査の基準についてご説明申し上げましたが、その履行を担保するための措置についても規定がございます。1つは①でございますがイのところでございますように、計画の公表ということで、先ほど少しお話が出ましたが、資本参加の決定時に金融機関等の名称および計画の内容等を公表することといたしてございます。それから履行状況の報告ということで、実際

の計画期間内のフォローアップをしていくということになってまいります。それから監督上の措置ということで一般的な銀行法上の監督の措置に加えて計画の履行確保のための報告資料の提出、あるいはその実施等の監督上必要な措置を命ずることを可能にさせていただきます。それから計画の改訂でございますが、計画期間は原則3年ということになってございますが、終了した場合でまだ資本参加した資本を返してない場合ですね、その場合は当初の計画と同様の手続きの下で審査いたします。それから、なお途中で予見し難い経済状況の変化、あるいはその金融機関そのものが組織再編したような場合、こういったやむをえないような事情がある場合には、変更の可否、これも審査頂くこととなります。それからそこにありますように原則として当審査会のご意見を聴取することになってございます。

財源その他につきましては説明を省略させていただきます。

以上簡単ではございますが、法律等の説明でございます。

【松田会長】

どうもありがとうございました。本日の議事につきましては、個別の経営強化計画に関わるものではないため、運営規程上は議事要旨等の公開について特段の定めがある場合ではありません。簡単な議事要旨を作成し、第1回目だけは速やかに公表することとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【全員】

異議なし。

【松田会長】

それでは、ご了承頂いたということですので、以上を持ちまして本日の第1回会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

資料 金融機能強化審査会説明資料

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局銀行第二課

（内線 3392、3699）